

2023.9.28 No425

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239
沖縄学校事務労働組合

連絡先

e-mail:

okigakurou2017@gmail.com
HP:okigakurou.web.fc2.com

私費会計は学校事務職員の仕事ではありません！

＊1 「そもそも論」としての私費会計＊

今回は、私費会計を取り上げます。公費（県費）以外は全て私費会計なわけですから、その種類はいくつかあります。給与からの法定外控除による校内互助会の会計事務も、教科や職種ごとの各部屋にいるメンバー内だけで集金し、美味しい珈琲や茶菓子代などを支出するのも、言ってみれば私費会計です。

私費会計の中でも、学校事務職員の労働強化に直接つながり、教育職員との分断をより一層深める問題として、いわゆる「校納金」（特に「学校取扱金」）があります。読者のみなさんの中にも、「お金に関わることは全て学校事務職員の仕事である」というような、事実や根拠に基づかない言説を真に受けて、公務だけでも大変忙しい日々の中で、正規の勤務時間中だけでなく早出や残業をしながら対応してはいませんか。「学校事務職員が学校取扱金を正規の勤務時間中に処理すること」は、本記事でこれから示していくように多くの問題をはらんでいます。

しかし、今回の記事でその問題のありかを知ること、管理職や教育職員による学校取扱金事務の押し付けに対して、事実や根拠に基づいて明確に反論することが可能となります。世界的な競技人口を擁するものも存在する、人気のカードゲームになぞらえれば、自身の身を守る「カード」（切り札）の種類は豊富であればあるほどよいので、紙幅の許す限りでタップリとそれらを手渡したいと思います。本記事が、理不尽な労働強化に対抗するための情報提供となれば、これほど嬉しいことはありません。

＊2 私費会計の押し付けに対抗する「カード」＊

（1）法律主義（法律事項）

行政職員が処理可能な「公費」は、日本国憲法第84条の「課税の要件」や、地方自治法第223条の「地方税」にもあるとおり、「法律主義」が原則です。この「行政の法律適合性の原則」は、行政の恣意的な権力行使を法律によって制限するものであり、

法的根拠が全くない「私費」を行政職員である学校事務職員に担当させることは、不可能であるばかりか、行政権力が自らに課された法的制約を否認するものです。

（2）地方公務員法

地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第35条（職務に専念する義務）には、条文中に全て「職務」という文言があります。この法律は「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」国会が制定しています（日本国憲法第41条）。だからこそ、条文中にある「職務」は、当然ながら「公務」として解釈しなければなりません。全国の各学校で取扱（徴収）の有無、種類・項目・金額の多寡などが全て違い、かつ、管理職を含めた関係する教職員や保護者で全ての事項を決定する「私費会計」に対して、国会が公権力を行使して立法することは考えられないからです。加えて、第32条では「法令等に従う義務」とありますが、上記（1）で述べたとおり、学校取扱金に関する法令等はありません。関係する法令等がないことこそ、私費の私費たるゆえんです。

（3）文科省通知

平成30年2月9日付け29文科初第1437号「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」において、「③ 学校徴収金の徴収・管理」については、「徴収・管理を学校ではなく、教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。」とあります。この通知のとおりでいけば、県・市町村教委こそが学校取扱金を所管すべきです。この点を本組合による団体交渉で指摘した際、当局側は何も答えられませんでした。当局による明白な責任放棄かつ職務怠慢であります。

(4) 歳入事務 (雑入)

ある種の「遵(順)法闘争」として、自治体の歳入科目区分のひとつである「雑入」に、学校取扱金を採納・計上してしまうことも考えられます。「(款)諸収入(項)雑入(目)雑入」は、「歳入科目の区分に該当しないもの及び地方債を除いた全ての収入金を計上することとなる。」として、月刊「地方財政」編集局が編集した『七訂 地方公共団体 歳入歳出科目解説』(株式会社ぎょうせい、2011年、107頁)にはあります。この点も本組合による団体交渉で指摘した際、当局側は「こちらでは答えられないので、会計課に問い合わせる」と慌てふためき、蜂の巣をつついたような騒ぎになりました。

(5) 令和2年3月31日付け教教第1931号『私費会計取扱マニュアル』の改訂について(通知)

ここまで本記事を読んでくださったみなさんなら、「各学校内の関係者で自主的に全ての事項を決定すべき私費会計について、所管外の当局がマニュアルを作成すること」にも疑問を持つことができるでしょう。しかし、あえてその中身を検証すると、最も苦勞する「保護者に対する督促」に関する事項が全くないなど、マニュアルにしては不備が多すぎるものとなっています。各学校内で学校取扱金の関係事項が決まれば、速やかに全ての保護者から全額を徴収でき、督促にまつわる軋轢や不和は何も発生しないという「お花畑」な考え方が、ここにはうかがえます。加えて、マニュアル中の「(2) 会計担当者」には「学校取扱金の審議依頼書を提出した教職員は、会計担当者として管理監督者の指導及び監督のもとで学校取扱金の執行を担う。」とあり、その反対解釈として、審議依頼書を提出しなければ、当該の学校取扱金とは無関係でいられるわけです。

筆者がかつて勤務していた学校で「校納金が未納の最終学年の生徒に対しては卒業証書を授与しない!」と公言する管理職がいました。これは学校教育法施行規則第58条(卒業証書)の法令違反であり、かつ、保護者から信託された管理職さえ私費会計というものを全く理解していないことを示すエピソードです。「教員の働き方改革」の大義名分のもとに、

私費会計を学校事務職員の仕事にする流れが、文科省を中心に現実味を帯びてきました。上記の「カード」のほかにも様々な対抗手段を本組合は考えています。私たち沖学労は、学校事務職員のあらゆる労働強化に反対し、心理的安全性を確保した健全で快適な労働環境を追求していきます。

◎連載小説【第11話】「デスクワーカーズ(JWS)」(3)
(始、静華、香子：第一高校の事務職員。この3人を中心に組合加入・活動までの物語が展開していく。
博：第二高校の事務職員。「JWS」組合員)

「そうか、どれが事務の仕事か判断して反論できない、経験が浅い香子さんにいつも仕事を押し付けてくるのか・・・、いやらしいな。」、博は続けた。

「そして、直属の上司である事務長は表立ってかばってくれない、見かねた2人がいつも香子さんを助けている・・・」、博はちょっと考えて、

「あとは、校長に直接話をしてみるのかな、たぶん君たちの事だから、やってるんだろうね。」

「そうなんです。私と静華で、校長に直接話にいったのですが「まずは事務長に相談して」と言われて「もう何度も話してます」と伝えたら「事務室の問題だから、事務長と、もっとじっくり話しあってみて」と、まともに取りあってくれないんです」、始は残念そうに言った。

「そうか、現状は、問題を根本的に解決できずに、日々、仕事を押し付けてくる教頭を撃退し続けているわけだ」、博はそう理解した。」

(本来なら、事務長がもっと動いてくれたら進展があるのかもしれないが・・・「武」のやつ食えないな・・・)

そして博は言った。「君たちは、今、個人での限界を感じていると思う」。

「私たち「JWS」なら、組合だからこそ出来る現状打開方法があると思うのだが、それには、組合員であることが必要なんだよ」。

「どうかな、うちの組合に入る気はないかな」。

「え、今ですか?」、始がちょっと驚いた感じで言った。

「突然だと思うだろうが、私にとっては、それが流れる的には普通だと思うんだ」。(第12話につづく)